

第 9 回 天塩川上流流域治水協議会

流域治水に関する情報提供

- ①流域治水オフィシャルサポーター制度
- ②雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の取組推進
に向けて
- ③流域治水施策集 Ver2.0 水害対策編

令和 8 年 2 月 25 日

①流域治水オフィシャルサポーター制度

- あらゆる関係者の協働により、流域治水に資する取組を促進し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するため、流域治水オフィシャルサポーター制度を令和5年度に創設
- 令和7年度においては流域治水オフィシャルサポーターとして148の企業・団体等が参画

オフィシャルサポーター制度の概要

- 制度概要
 - ・ 国土交通省のウェブサイト等で取り組みを紹介
 - ・ 流域治水に関する情報発信やサポーター同士の交流会を開催
 - ・ 認定企業はサポーターであることを公表して活動することが可能
 - ・ 流域治水の促進に資する製品等へ流域治水ロゴマークの使用を許可

オフィシャルサポーターに求められる活動

- 以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進することが申請の条件
 - (1) 企業等のWeb ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
 - (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
 - (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
 - (4) 貯留施設の設定など自らの流域治水に資する取組
 - (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
 - (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等
防災活動への積極的な参加
 - (7) その他、流域治水の優良な活動についての周知など流域治水に
資すると国土交通省が認める取組

オフィシャルサポーターを集めた交流会の開催

- ・ サポーターを集めた交流会の開催
(国/自治体の流域治水関係者も参加)
- ・ 国土交通省からの流域治水に関する
情報提供やサポーターの取組発表、
ポスター展示、自由交流等により
サポーター同士の交流促進



▲ サポーターの取組発表

▼ ポスター展示 / 自由交流



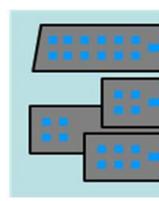
活動内容とおフィシャルサポーターから声

- 流域治水に関する広報活動の推進、セミナーや治水講座等の実施・協賛
 -
 -
- 企業・団体等の貯留施設設置促進、災害協定の締結や防災活動への協賛
 -
 -
- サポーターの声
 -



周囲からの好意的な反応

- 社会的評価や企業価値向上、取り組みに対する賞賛・励まし
- 社内の流域治水に対するモチベーションアップ
社内の流域治水に対する認知向上、活動に対する意識の変化
- 他企業・団体等との交流のきっかけ
コミュニケーションや他企業・団体等との共創のきっかけづくり



▲ 民間企業との災害協定

▲ 防災活動(セカカー活用)



令和 7 年 11 月 26 日
水管理・国土保全局 治水課
河川計画課

令和 8 年度 流域治水オフィシャルサポーターの募集を開始！ ～流域治水の促進に取り組む企業等を募集します～

激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策として、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、団体等（以下「企業等」という。）を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を「流域治水オフィシャルサポーター」として認定し、その取組を幅広く周知することで、流域治水に資する取組を推進しています。

今般、令和 8 年度「流域治水オフィシャルサポーター」の認定に向けた募集を開始します。

1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進することを条件とします。

- ・企業等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・貯留施設の設置など治水対策に資する取組の実施
- ・流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・その他、流域治水に資する取組

2. 申請方法

本制度への参加を希望する企業等は、実施規約（別紙）を確認の上、下記のデータをメールにてご提出ください。

- ①必要事項を記載した申請書
- ②企業・団体等のロゴマーク（JPG、PNG等のデータ形式）
- ③流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページのサポーター紹介ページ記載事項

提出先：hqt-ryuiki_chisui_supporter_r■gxb.mlit.go.jp（■を@に置き換えてください。）

※②と③については、国土交通省のHPにおいてサポーターの紹介に使用します。具体的な使用方については流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページをご確認ください。

3. 募集期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～ 令和 8 年 3 月 20 日（金）

4. 認定方法

下記要件に該当すると認められた申請企業等をサポーターとして認定します。

- ・ 取組が流域治水の趣旨に沿っていること
- ・ 取組内容が具体的であり、実現性が認められること
- ・ 取組内容が特定の製品又はサービスの販売・宣伝を主目的としていないこと

5. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html> (国土交通省HP)

※申請様式は、上記URLからもダウンロードいただけます。

6. その他

- ・ 認定期間は2年間となります。
(令和8年度に認定された場合、令和9年度末に更新手続きが必要となります。)
- ・ 認定後、認定情報の一部(申請様式参照)をHPにて公表します。
- ・ 令和7年度よりロゴマーク使用対象を緩和し、オフィシャルサポーターに限り、事前の確認を経て、流域治水の促進に寄与する販売物等においてロゴマークを一部使用可能としています。使用を希望される場合には、認定後、ロゴマークの使用規程細則に従い、必要事項を所定様式に記入の上、流域治水ロゴマーク事務局までご連絡ください。

(参考)

- ・ 流域治水ロゴマーク 使用規程細則
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_saisoku.pdf
- ・ 流域治水ロゴマーク_使用ガイドライン(令和7年2月21日一部改定)
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/ryuikichisui_logo/ryuikichisui_logo_guideline_250221.pdf

<問合せ先>

(流域治水オフィシャルサポーターについて)

流域治水 関係省庁会議※ 流域治水オフィシャルサポーター事務局

水管理・国土保全局 治水課 武田 (内線 35582)、児島 (内線 35685)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

(流域治水ロゴマークについて)

流域治水ロゴマーク事務局

水管理・国土保全局 河川計画課 星尾 (内線 35382)、加藤 (内線 35393)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8443

※(水害の激甚化に対応するために「流域治水」の推進を目的とし設置された「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の略。行政機関相互の緊密な連携・協力と総合的な検討を行うために、関係16省庁で組織。)

②雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の
取組推進に向けて

雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の取組推進に向けて

目的

- 水災害の頻発化・激甚化、危機的な渇水リスクの高まりが懸念される中、災害リスクの軽減、健全な水循環の維持又は回復等するためには、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、**流域における雨水貯留浸透施設の整備等を流域全体で推進することが重要です。**
- 本パンフレットは、雨水貯留・涵養機能に関する取組について、関係省庁の取組事例や支援制度を整理し、とりまとめました。

○雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の取り組み例



問い合わせ先

[内閣官房水循環政策本部事務局](#)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎3号館2階

代表電話番号 03-5253-8389

雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上に関する近年の動向

水循環基本法(平成26年7月1日施行)(令和3年6月一部改正)

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第14条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講じるものとする。

水循環基本計画(平成27年7月閣議決定、令和2年6月閣議決定、令和4年6月一部見直し、令和6年8月閣議決定)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 貯留・涵養機能の維持及び向上

地下水涵養や水害対応のための保水・貯留機能確保などの健全な水循環の維持又は回復のため、社会資本整備や土地利用等において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を流域全体で推進する。

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等-流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
- 2 地下水の適正な保全及び利用
- 3 貯留・涵養機能の維持及び向上**
- 4 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 5 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等
- 6 水循環に関する普及啓発活動の推進
- 7 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 8 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- 9 科学技術の振興
- 10 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

3 貯留・涵養機能の維持及び向上

(法第14条関係)

- 森林計画制度に基づき、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進
- 流域の持つ貯留・遊水機能や雨水貯留浸透施設の整備等による保水・貯留機能の確保を、流域治水の一環として推進
- 農地の確保と農業用排水路の適切な保全管理と整備を推進
- グリーンインフラとして、多様な主体の参画の下、緑地等の保全や創出、民間施設や公共公益施設の緑化を推進

国土強靱化基本計画

(平成26年6月閣議決定、30年12月変更、令和5年7月変更)

(個別施策分野の推進方針)

(10) 国土保全

地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

~あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~
(令和2年7月社会資本整備審議会答申)

「流域治水」への転換

河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、までを多層的に取り組む

「流域治水」の施策のイメージ

グリーンインフラ推進戦略2023 (令和5年9月国土交通省とりまとめ)

グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定した。

本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけた。

「グリーンインフラ推進戦略2023」の構造→



雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上に関する主な施策例

流域貯留浸透事業

- 地方公共団体・民間事業者等が実施する河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業。
- 局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進。

(担当部局)

国土交通省水管理・国土保全局治水課

【事例①】校庭を活用した流域貯留施設

【事例②】ため池を改良した流域貯留施設

水環境創造事業(水循環再生型)

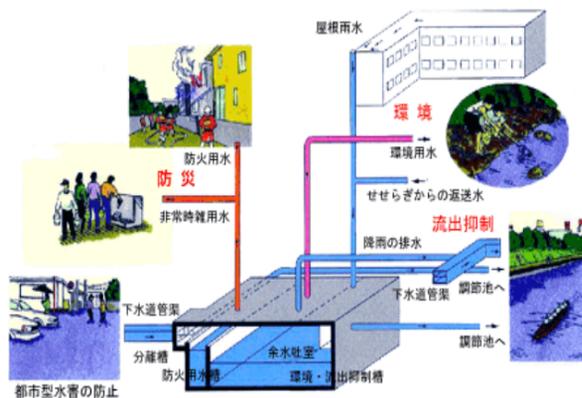
雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、身近な水環境はもとより、河川流域レベルの広域的な水循環を良好な状態に維持・回復する施策を推進。

(担当部局)

国土交通省大臣官房参事官(上下水道技術)付

【事例①】雨水利用(埼玉県吉川市の事例)

小中学校の地下空間を利用し雨水貯留槽を設置



【事例②】雨水貯留浸透施設設置への助成(神奈川県藤沢市の事例)

下水道の整備に伴い不要になった浄化槽を雨水貯留浸透施設に改造



グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上を推進。
- グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる。

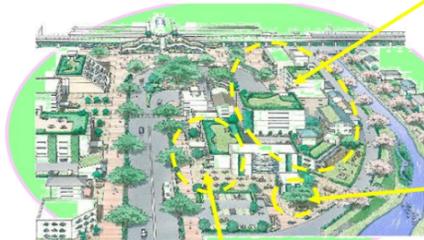
(担当部局)

国土交通省都市局公園緑地・景観課

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓動きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮
 ● 雨水の一時的な流出抑制
 ● 蒸発散による路面温度上昇抑制
 ● 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

治山事業・森林整備事業

保全すべき森林の規模等に応じて、森林の水源涵養機能等を高度に発揮させるため、荒廃森林の整備と治山施設の整備等を実施。

(担当部局)

農林水産省林野庁森林整備部治山課

○治山事業等のイメージ



主な支援制度

(事業)

省庁 部局・課名	連絡先	事業名	事業概要
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35583)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 河川事業 流域貯留浸透事業	地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する。 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等 【補助率】 1/3 ※地方公共団体が助成を行っているものは、助成額の1/2(ただし総費用の1/3を限度とする)
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35583)	補助事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において、河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備等を計画的・集中的に実施することで早期に治水安全度の向上させ、浸水被害の軽減を図るもの。 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等 【補助率】 1/2 等 ※市区町村・民間事業者等が整備する場合、都道府県等が1/4を目安に負担するものに限る。
国土交通省 大臣官房参事官(上下水道 技術)付	03-5253-8432(直通)	社会資本整備総合交付金事業 下水道事業 新世代下水道支援事業制度 水環境創造事業(水循環再生型)	雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、身近な水環境はもとより、河川流域レベルの広域的な水循環を良好な状態に維持・回復する施策を広く支援していくため実施するもの。 【事業主体】 地方公共団体 【補助率】 1/3 ※地方公共団体が助成を行っているものは、助成額の1/2(ただし総費用の1/3を限度とする)
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) (内線:32953)	①社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市公園・緑地等事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 ②補助事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援する。 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者 【補助率】 直接補助:整備費1/2、用地費1/3(ただし、社会資本整備総合交付金もしくは防災・安全交付金による公園緑地の整備にかかる用地費に限る) 間接補助:整備費1/3 等
林野庁 森林整備部 治山課	03-6744-2309(直通)	治山事業、森林整備事業	水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、治山施設の整備と荒廃森林の整備等を実施する。 【事業主体】 都道府県 等 【補助率】 1/2 等
国土交通省 道路局 環境安全・防災課	03-5253-8111(代表) (内線:38232,38233)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 道路事業	一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業 【事業主体】 地方公共団体 【補助率】 1/2 等

(税制)

省庁 部局・課名	連絡先	税制名	特例措置の対象	特例措置の内容
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	特定都市河川浸水被害対策法の認定制度に基づき整備される雨水貯留浸透施設	【固定資産税】 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:1/3)。
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定を受けている土地	【固定資産税・都市計画税】 貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2/3～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:3/4)。

※支援制度の詳細については、以下のURLをご参照ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/materials/materials/pdf/amamizu_tyoryu_kanyo_jigyo.pdf

③流域治水施策集 Ver2.0 水害対策編

国土交通省

農林水産省

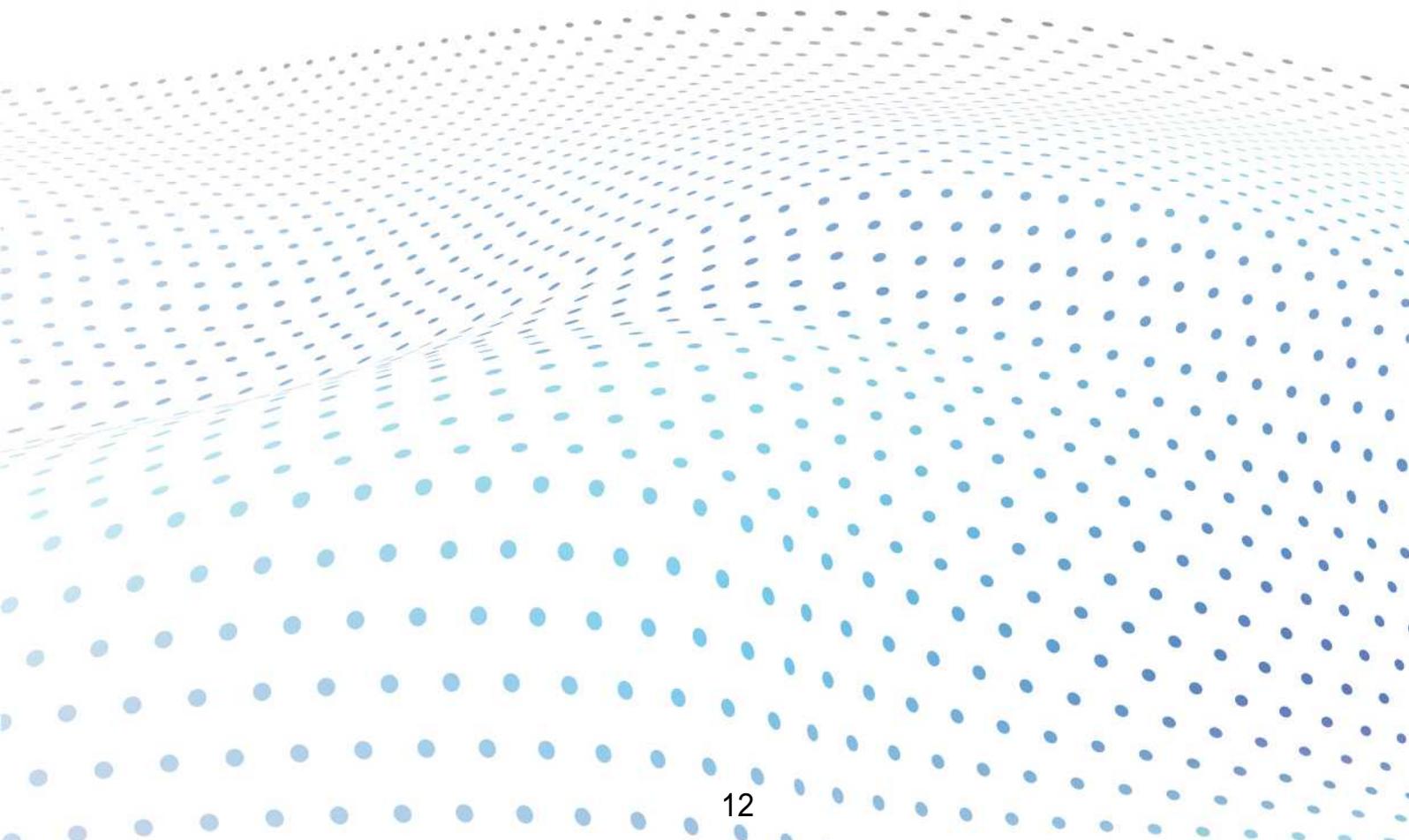
文部科学省

経済産業省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編



流域治水の推進

～これからは流域のみんなまで～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

Ver2.0「水害対策編」では、山地や海岸における対策等も追加し、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集の内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

施策集の使い方①

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じ、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集	目的	施策	実施主体	流域治水の役割分担		予算・税制	Page
				根拠法令等	法定計画等（市内3市）		
1 氾濫を防止し、減らす	洪水氾濫の防止	#1 河川堤防・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 遊堀ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (関係事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節協議協議会 (洪水協定)	利水ダム治水機能評価整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (沿川の築岸壁との土砂通過による砂浜の保全・高止)	●海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業 等	p.11
		#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川治水被害対策推進事業 等	p.11
	内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.12
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者 等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	-	-	-	p.14
		#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川治水被害対策法 優良に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業 等	p.15
	排水区域外の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業 等	p.15
		#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川治水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 特定都市河川治水被害対策推進事業 等	p.17
市街地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18	
	#12 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業のむすぶ多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18	
土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業 等	p.19	
	#14 流域水対策	●国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する土木の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業 等	p.19	
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業 等	p.22	
	#16 貯留機能の保全(浸水の許容)	●都道府県等	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24	
新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25	
	#18 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(流域内は条例で補完)	-	-	p.26	
既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住居等の防災改修 (嵩上げ・ボリ・化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修事業	p.27	
	#20 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28	
既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転	●市町村	-	-	かけ地等危険住居移転事業	p.29	
	#22 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.31	
防災まちづくり	#23 防災まちづくり(建築士防災対策)	●国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村管理規程 等	まちづくり建築士防事業 等	p.31	
	#24 避難路・避難施設等の確保	●市町村 ●民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32	
氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34	
	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域(ハザードマップ))	●河川管理者 ●水防管理者 ●市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.35	
避難の確保(平時)	#27 浸水被害利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.38	
	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法、水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.37	
避難の確保(災害時)	#29 浸水対策(防水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	下水道治水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.38	
	#30 流域治水型災害復旧(治水地・輪中堤)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (流域治水型災害復旧)	-	河川等災害復旧事業	p.42	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#31 災害復旧(治水地内の迅速な土砂撤去)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43	

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
 - ・実施主体
 - ・根拠法令・計画等
- を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集
実施主体
河川管理者

I 氾濫を防ぐ・減らす
洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的
洪水氾濫の防止

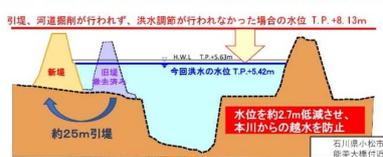
根拠法令・計画等
 河川法
 特定多目的ダム法
 水資源機構法
 河川整備計画
 多目的ダムの建設に関する基本計画

支援
予算・税制
 (直轄)
 一般河川改修事業
 直轄ダム建設事業 等
 (補助・交付金)
 事業間連携河川事業
 大規模特定河川事業 等
 広域河川改修事業
 補助ダム建設事業
 水資源機構事業 等
技術的支援
 ・河川管理施設等構造令
 ・河川砂防技術基準
 ・ダム・堰施設技術基準(案)
 ・工作物設置許可基準
 ・河川堤防設計指針

施策の内容
概要
 比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、
 ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
 ・洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。




施策の効果(事例)
 ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



約2.7m引堤

水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を防止

施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 事業監理室 TEL 03-5253-8456

流域治水施策集

河川区域における対策
※海岸の場合は海岸保全区域における対策

集水域における対策

氾濫域における対策

目的	施策	実施主体	
1 氾濫を防ぐ・減らす	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地・輪中堤	●河川管理者	
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)	●海岸管理者
	洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等
		#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県
	排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者
	市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人
	農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者
		#12 「田んぼダム」	●農業者
	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県
	流木による被害の防止	#14 流域流木対策	●国・都道府県
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県
		#18 災害危険区域	●市町村・都道府県
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県
		#20 住居の集団移転	●市町村
	既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転	●市町村
		#22 居住誘導区域、防災指針	●市町村
		#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	●国・都道府県・市町村
防災まちづくり	高台まちづくり	#24 避難路・避難施設等の確保	●市町村 ●民間事業者
		#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村
		#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者
	避難の確保(災害時)	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者
	経済影響の軽減等	#29 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者
#31 災害復旧(遊水地内の迅速な土砂撤去)		●河川管理者	

施策コラム①霞堤の活用 ... p.9

施策コラム③水害リスクマップ ... p.33

施策コラム②特定都市河川 ... p.23

施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進... p.39

流域治水の役割分担

根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等	p.10
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.11
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.12
土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.13
-	-	-	p.14
特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p.16
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.17
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.18
土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.19
砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業等	p.20
砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画等	砂防事業 治山事業等	p.21
森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画等	森林整備事業 治山事業等	p.22
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.26
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.30
砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村管理構想等	まちづくり連携砂防等事業等	p.31
都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32
水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.35
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.36
災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.37
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.38
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.42
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43

施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート... p.40

施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度 ... p.41

※根拠法令等には関連法令も含む

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準
- ・ダム・堰施設技術基準 (案)
- ・工作物設置許可基準
- ・河川堤防設計指針

施策の内容

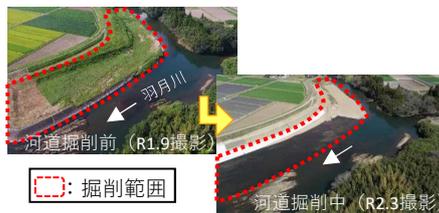
概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



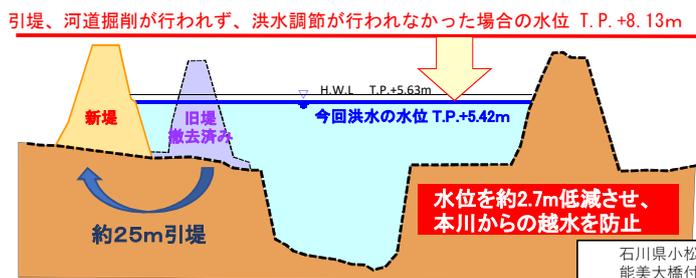
河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

- ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



石川県小松市能美大橋付近

施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

#2 ダム事前放流

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法、個別の法令等
(電気事業法、土地改良法、水道法等)
ダム洪水調節機能協議会
(治水協定)

支援

予算・税制

利水ダム治水機能施設整備費補助
(利水ダム管理者が事前放流を行うため放流施設の整備等を行う場合、一部を補助)

固定資産税の特例措置

(事前放流のための利水ダムの放流施設)

技術的支援

- ・事前放流ガイドライン (令和3年7月)
- ・降雨予測情報の提供及び、降雨予測情報の精度向上

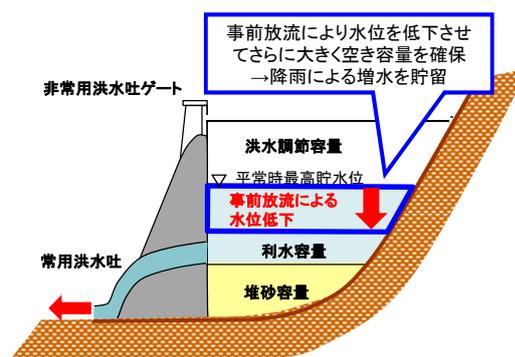
- ・令和3年8月の出水では、木曾川水系の上流(長野県内)の牧尾ダム(水資源機構)、木曾ダム、常盤ダム、三浦ダム(関西電力)で事前放流を行い、王滝川ダム(関西電力)と合わせ5つの利水ダムに約5,350万m³の容量を一時的に確保して洪水を貯留し、ダム下流の桃山地点において、ピーク流量を約2割減らす効果があったと推定しています。これにより、桃山地点下流で約0.7m水位低下し、右岸の生活道路及び住宅の冠水を回避しました。

施策の内容

概要

- ・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている利水容量も活用して、治水の計画規模や河川(河道)の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減するための、関係省庁と連携した取組です。

- ・利水容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行います。

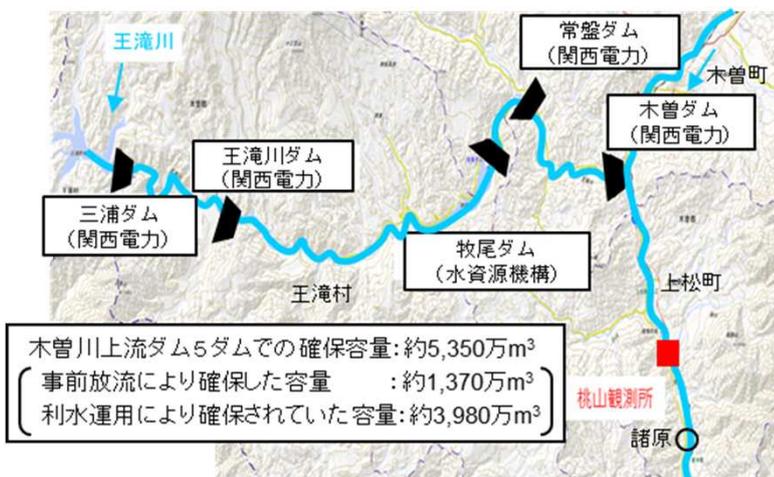


事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保
 ▶ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

治水等(多目的)ダムにおける事前放流

施策の効果(事例)

- ・令和4年台風14号においては、過去最多の129ダム(うち、利水ダム77)で事前放流を実施し、約4.2億m³の容量を確保しました。



施策推進のポイント

- ・事前放流を効果的に行うためには、降雨予測が重要であり、降雨予測の精度向上の取組を、気象庁と連携して進めています。
- ・また、AIを活用したダム流入量予測の高度化についても検討を進めています。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 流水管理室 TEL 03-5253-8449

霞堤の活用

霞堤のもつ様々な機能・役割

概要

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきたものです。勾配や地形によっては、洪水の一部を一時的に貯留する機能を有する場合があります。

施策推進のポイント ※【】は実施主体

霞堤の機能や形成過程は河川毎に異なり、背後の土地利用の状況や水に浸かる頻度なども様々です。

そのため、霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要があり、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくことが望ましいです。

霞堤の保全にあたって、以下のような対策を実施している事例があります。

- ・ 上空写真を撮影して周辺の土地利用状況を把握、霞堤毎に期待される効果の検討を実施します 【河川管理者】
- ・ 霞堤地区において盛土や工作物により機能を阻害しないような土地利用ルールの検討を実施します 【市町村】
- ・ 霞堤地区内の浸水被害軽減のための対策計画の策定、浸水状況等の情報提供などのソフト対策、浸水の頻度・面積・時間を軽減可能なハード対策（小堤等）を実施します 【河川管理者、市町村】

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
治水課 TEL 03-5253-8452

機能・役割

①氾濫流・内水排除機能

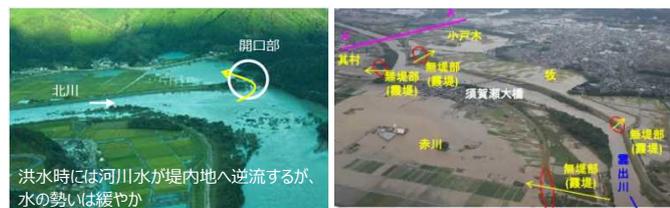
主に急流河川において、洪水時の氾濫水を速やかに河道に戻すことができるとともに、平常時は堤内の水を河道に導く機能を有します。



霞堤の事例(黒部川水系)

②洪水調節機能

勾配や地形によっては、開口部から侵入した洪水の一部を一時的に貯留する機能を有します。



霞堤後背地での貯留(左:五ヶ瀬川水系、右:雲出川水系)

③生態学的機能

洪水時、生物の一時避難場所になるとともに、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境や生物多様性を維持する機能を有します。



本川と支川の連続した環境に生息する生物(五ヶ瀬川水系)

④文化的価値

前近代の治水技術を伝える貴重な土木遺産。

※その他、本川堤の内外水差が小さくなり、パイピングを抑える機能などもあります。



H24土木遺産に認定された霞堤(手取川水系)

参考資料: 応用生態工学会 24(2), 2019年台風19号(令和元年東日本台風)災害を踏まえた治水・環境への提言, 中村 太士ほか, 2022

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 津波・高潮による氾濫の防止

#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)

目的

津波・高潮による氾濫の防止

根拠法令・計画等

海岸法
海岸保全基本計画
総合土砂管理計画

支援

予算・税制

- (直轄)
- 海岸保全施設整備事業
- (補助・交付金)
- 津波対策緊急事業
- 海岸保全施設整備連携事業
- 海岸メンテナンス事業
- 高潮対策事業
- 侵食対策事業 等

技術的支援

- ・河川砂防技術基準
- ・海岸保全施設の技術上の基準・同解説 等

施策の内容

概要

津波、高潮、波浪等の災害から海岸を防護するために、堤防、護岸、離岸堤等の海岸保全施設の新設、改良等による対策を推進しています。



また、波の減衰機能等を有する砂浜の保全・再生を、気候変動下においても推進するために、総合的な土砂管理や事業間連携による計画的な養浜材の確保を行います。



施策の効果(事例)

駿河海岸 (海岸保全施設整備事業)

想定浸水面積	約1,102ha	Oha
想定被災戸数	約5,570戸	0戸

粘り強い構造の海岸堤防

○海岸堤防等の整備により、施設計画規模の外力(L1津波)に対して、浸水被害が防止される。

○粘り強い構造の海岸堤防により、最大クラスの津波が堤防を越流した場合でも、破堤に至るまでの時間を遅らせ、浸水被害の軽減やリードタイムを長くする効果等が期待される。

施策推進のポイント

- ・ 今後は、気候変動によって生じうる海面上昇等の影響を考慮した施設整備を推進していきます。
- ・ 砂浜は、国土保全、環境及び利用の観点からなくてはならない存在です。また災害時には、波を減衰させ、背後に集中する人命や財産を高潮や津波から守るといった重要な役割を担っています。
- ・ 昨今、気候変動の影響による海面上昇等により、砂浜侵食の進行が懸念されています。気候変動下においても砂浜を保全していくため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、砂浜への供給土砂量を増大させることが必要です。

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局
整備部 防災課
TEL 03-6744-2199

農林水産省 水産庁
漁港漁場整備部 防災漁村課
TEL 03-3502-5304

国土交通省 水管理・国土保全局
海岸室
TEL 03-5253-8471

国土交通省 港湾局
海岸・防災課
TEL 03-5253-8688

#4 排水施設・ポンプ（河川）

目的

洪水氾濫の防止(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)

根拠法令・計画等

河川法、河川整備計画
特定都市河川浸水被害対策法、
流域水害対策計画

支援

予算・税制

(直轄)

流域治水整備事業

(補助)

特定都市河川浸水被害対策推進事業 等

技術的支援

・内水処理計画策定の手引き
(平成7年2月)

・内水対策の取り組みについて
(平成14年4月23日 国河治発第19号)

施策推進のポイント

内水対策に係る計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。計画作成にあたり、本川・支川の河川と流域での対策を組み合わせ、効果的なメニューとなるよう、本川の河川管理者や地方公共団体との連携が重要です。

- ・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下弓削川において、国県市が連携し総合内水計画を策定しました。
- ・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

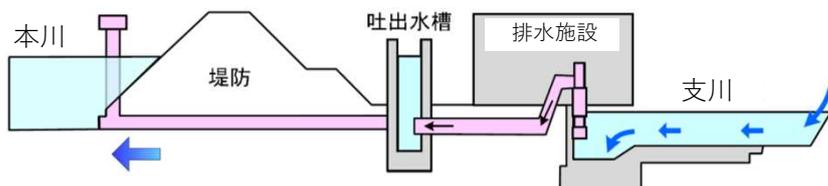
施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

施策の内容

概要

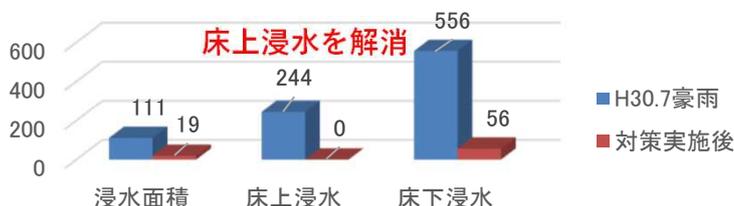
・洪水により、本川の水位が高くなり、自然排水が困難となるため、支川の洪水を強制的に本川に排水する施設です。



本川と支川の合流点部の設置する排水施設のイメージ

施策の効果(事例)

・筑後川水系下弓削川では、平成30年7月豪雨で床上浸水が244戸発生しています。そのため、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制や流域内貯留施設の整備等の流域対策を実施することで、床上浸水被害の解消を図ります。



#5 排水施設・ポンプ（下水道）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



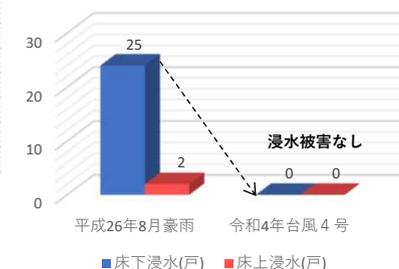
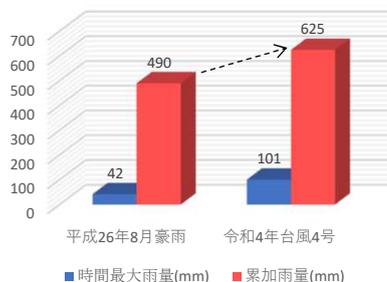
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

施策の効果(事例)

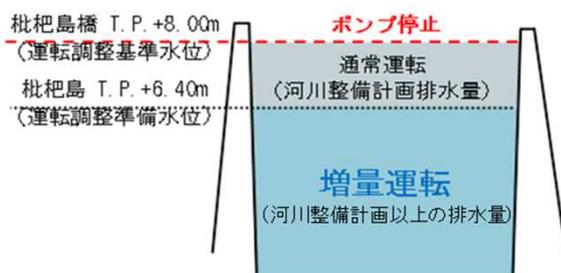
- ・高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨（時間最大42mm/h）により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- ・5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。（令和元年度完成）
- ・令和4年台風4号に伴う豪雨（時間最大101mm/h）で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- ・名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- ・河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位（T.P. +6.40m）に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

#6 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で
設置・管理することが原則）

※農業水利施設は設置者と管理者が異なる
場合があります。

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

国営かんがい排水事業
水利施設等保全高度化事業
国営総合農地防災事業
農村地域防災減災事業 等

技術的支援

・土地改良事業計画設計基準 等
（国営土地改良事業の実施に当たり、農
業用の用排水路や排水機場等の設計・
施工に際しての基準を定めており、補
助事業等についてもこの基準等を参考
に準用できる）

施策の内容

概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、
農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能
回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。



農業用の水路網(クリーク)の整備

・クリークの護岸整備や堆積土
砂の撤去により、クリークの一
時貯留機能を強化するととも
に、大雨の前に事前放流するこ
とで湛水被害を防止又は軽減し
ます。

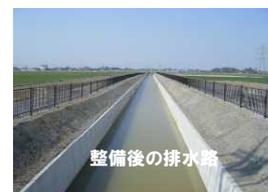


クリークの貯留イメージ

施策推進のポイント

農地や農業用施設の湛水被害を防止 （埼玉県比企郡吉見町）

- ・降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加
から、豪雨の際、農作物や農地等の浸水被害が増加
しています。
- ・排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力
が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止するこ
とができます。
- ・事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害が
ゼロになります。



農業関係想定被害額

【整備なし】

農地・
農業用施設
約31億円

農業被害
約14億円

○ 約45億円の想定
被害を未然に防止。

【整備あり】

0億円

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課	：国営かんがい排水事業	TEL 03-6744-2206
	：水利施設等保全高度化事業	TEL 03-3502-6246
防災課	：国営総合農地防災事業	TEL 03-3502-6430
	：農村地域防災減災事業	TEL 03-6744-2210

1 氾濫を防ぐ・減らす 内水の排除

#7 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

—

技術的支援

・#3 排水施設・ポンプ（河川）p.10を参考

施策の内容

概要

・洪水が発生した場合、本川の河川水位が高くなり、普通河川に逆流が生じないように樋門を全閉します。普通河川や水路に設置される排水施設・ポンプは、樋門が閉鎖した際に宅地側に降った雨水で浸水被害が発生しないよう、強制的に本川に排水するための施設です。



樋管のゲートにポンプを設置

普通河川の管理者による排水施設の設置（茂原市）



移動式排水施設

排水元(宅地側)

普通河川の管理者による排水状況（三次市）
※移動式排水施設は市が管理

施策推進のポイント

- ・一宮川流域では、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月洪水と同規模の洪水に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した事業を実施中です。
- ・千葉県茂原市では、内水対策に取り組まれており、一宮川と普通河川の合流点にある樋管のゲートにポンプを整備し、被害の軽減に努められています。

一宮川水系流域治水プロジェクト

- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策)

一宮川流域浸水対策特別緊急事業(～R11)

- 令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ*

*上流域・支川については、一宮川上流域・支川における治水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や谷場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策(案)をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

河川での対策

- 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない
 - ・中下流域の河道拡幅、調節池整備（河川激甚災害対策特別緊急事業等）
 - ・上流域・支川の河道改修、調節池整備等
 - ・竹木の伐採、堆積土の撤去

内水対策

- ・下水道整備
- ・ポンプ増強
- ・貯留施設等

雨水貯留浸透

- ・ため池雨水貯留
- ・水田雨水貯留
- ・各戸貯留等

土地利用施策

- ・建築の構造規制誘導
- ・浸水防止設備等

二線堤 集団移転

被害対象を減少させるための対策

浸水想定区域図、ハザードマップの公表

- 危機管理型水位計の設置
- 監視カメラの設置
- 水害対応タイムラインの作成
- マイ・タイムラインの作成
- 啓発・教育
- 流域治水に対する経済的支援等
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(ソフト対策)

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#8 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

目的

河川への流出抑制
市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画
施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
流域貯留浸透事業

技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

施策の内容

概要

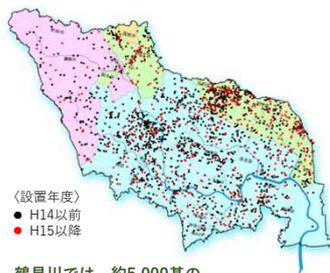
- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。



施策の効果(事例)

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万㎡が貯留（流域分：279万㎡）され、約0.7mの水位低減効果※があったと試算されています。

※亀の子橋地点



鶴見川では、約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備済み
鶴見川流域内の防災調整池等位置図

鶴見川流域水害対策計画 流量分担

河川名	鶴見川						
	鶴見川	矢上川	早瀬川	鳥山川	恩田川	都泉川	都泉川
地点	末吉橋	第三京浜	都泉境	江川合流前	袖木川合流前	砂田川合流前	都泉境
目標降雨	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65	190
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)	30 (15.8%)
雨水浸透阻害行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)	25 (13.2%)
地方公共団体等が実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	-	5 (2.4%)	-	5 (2.6%)
下水道管理者が実施する対策	30 (1.4%)	-	-	-	-	-	-
河道・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60	160

施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化※に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



防災調整池を平時はテニスコートとして利用（横浜市）



学校施設を活用した雨水貯留の取組

上：校庭周囲に設置した小堤による貯留（兵庫県）
下：敷地の地下に貯留施設を設置（西宮市）



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 排水区域内の浸水の防止 ــــــــــــــــــــــــ

#9 雨水貯留浸透施設（下水道）

目的

排水区域内の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法、下水道事業計画

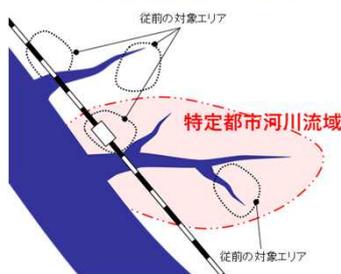
支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業

令和5年度拡充内容

- ・ 特定都市河川流域に指定された地区を対象要件に追加
- ・ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の交付対象を拡大（下水排除面積によらず事業の対象とする）



大規模雨水処理施設整備事業 等

技術的支援

- ・ 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・ 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・ 近年、都市化の進展等に伴い、市街地における雨水の浸透面積が減少し、雨水流出量が増大するとともに短時間に雨水が流出しています。そのため、河川改修や下水道整備によって雨水を排除することに加え、雨水を貯留・浸透させ流出時間を遅らせたり、雨水流出量を減少させる雨水流出抑制対策を推進する必要があります。



雨水貯留管



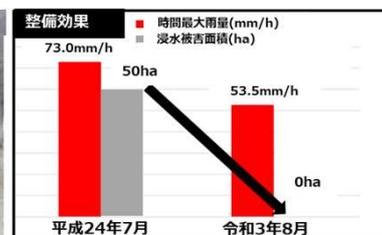
雨水調整池

施策の効果

- ・ 熊本県八代市では、平成24年7月の豪雨（時間最大73.0mm/h）により浸水被害面積50haが発生し、雨水調整池を公園の地下に整備しました。
- ・ 令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm/h）においては、浸水被害面積0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。



雨水調整池

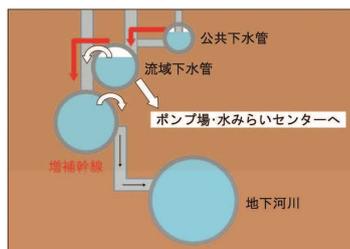


整備効果

施策推進のポイント

河川と下水道が連携した取組みが重要です。

- ・ 大阪府寝屋川流域では、増大する雨水流出量に対応するため、既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として「増補幹線」を計画し、その放流先を河川事業で実施する地下河川としました。
- ・ 平成30年7月豪雨では、地下河川や増補幹線等の整備により、過去の同程度の降雨時に比べ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



増補幹線と地下河川の関係図



浸水被害の比較

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

#10 雨水貯留浸透施設（民間施設）

目的

市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
 特定都市河川浸水被害対策法
 流域水害対策計画
 施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
 下水道浸水被害軽減総合事業
 流域貯留浸透事業
 固定資産税の特例措置

技術的支援

- ・官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）
- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

・民間事業者等による流出抑制対策の促進においては、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化に加え、

- ①再開発等の機会を捉えた対策
- ②開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策

等により、主に小流域における氾濫や内水による浸水被害の軽減に向けた協力・連携を図ること等が考えられます。

〈藤沢市の事例〉

- ・平成26年頃から病院事業の具体化を契機として、改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定
- ・病院建設に合わせ、病院駐車場に雨水貯留施設を病院事業者が整備（総貯留：1,835m³）
- ・国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施

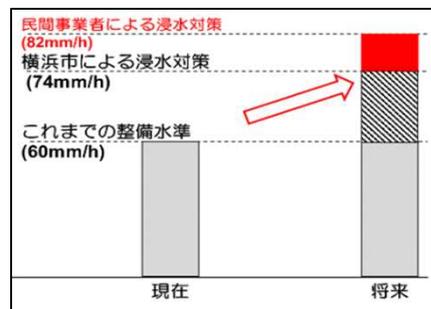
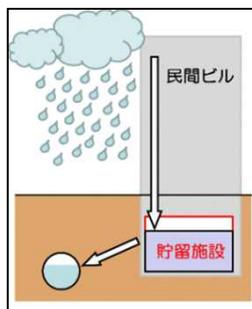


雨水貯留施設（地下）

完成後イメージ図

施策の効果

・横浜市では、駅周辺における大規模開発において建物敷地内に雨水貯留施設の設置を基本ルールとして位置づけることで、民間事業者と連携した雨水貯留施設の整備を推進し、50年確率降雨（約82mm/h）への対応を目指しています。



施策推進のポイント

- ・雨水貯留浸透機能の確保に関する民間の取組を促進する観点からは、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※や、流出を減少させる効果を発揮する施設の整備に係る国の支援制度（最大で国補助率：1/2）の活用が効果的です。
- ・また、個別住宅等の小規模施設に対する助成制度を導入している事例があります。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。



開発等による雨水流出増を抑える流出抑制対策のルール化



住宅等に設置する雨水貯留浸透施設に対する助成

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
 TEL 03-5253-8432

#11 ため池の活用

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

農村地域防災減災事業
農業水路等長寿命化・防災減災事業
(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

水利施設管理強化事業

(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

技術的支援

- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き
(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)

施策の内容

概要

【ソフト対策】

降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理

非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。

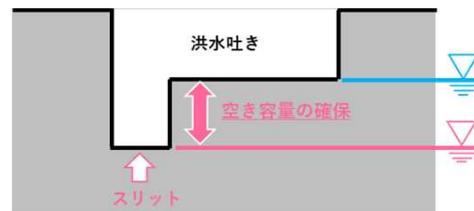


【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

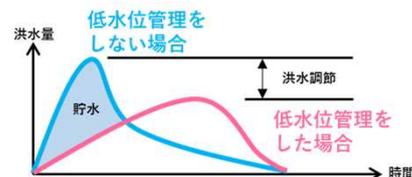


▲スリットの設置状況



施策の効果

- ・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



施策推進のポイント

期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- ・令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- ・令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代掻き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- ・大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- ・また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室
TEL 03-6744-2210

#12 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援

予算・税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援

- 「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)



農水省ウェブサイトに掲載

施策の内容

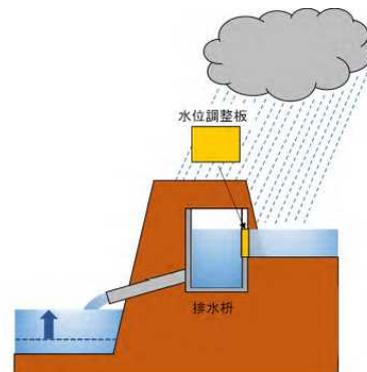
概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】



【「田んぼダム」を未実施】

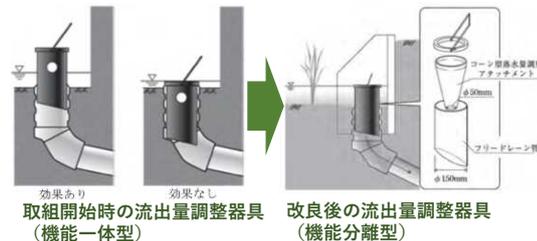


施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- 取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げた「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのことでした。
- 「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- 「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



施策に関する問合せ

#13 土砂・洪水氾濫対策

目的

土砂・洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

砂防法

土砂・洪水氾濫対策計画

支援

予算・税制

(直轄)

砂防事業

火山砂防事業 等

(補助・交付金)

大規模特定砂防等事業

事業間連携砂防等事業 等

技術的支援

- ・河川砂防技術基準(令和4年1月等)
- ・砂防基本計画策定指針-土石流・流木対策編(平成28年4月)
- ・土石流・流木対策設計技術指針(平成28年4月)
- ・土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)(試行版)(令和4年1月)

施策の内容

概要

○土砂・洪水氾濫とは

土砂・洪水氾濫とは、大雨で山地から流出した土砂が河床を上昇させ、土砂や泥水の氾濫を引き起こす災害で、扇状地、谷底平野、沖積平野等の広範囲にわたって甚大な被害を及ぼします。



平成30年7月豪雨に伴う天地川(広島県坂町)の土砂・洪水氾濫発生状況



平成30年7月豪雨により発生、流出した土砂が、県道等に2m以上堆積し、被害を拡大させた(広島県呉市天応西条地区)



対策・効果

○対策事例

河床変動計算等の数値シミュレーションによって、被害の予測とそれを防ぐための砂防施設配置の検討を行い、土砂・洪水氾濫対策計画を策定します。計画に従って砂防堰堤や遊砂地の整備を行います。



砂防堰堤工



遊砂地工

○施設配置の見直しによる効果

施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することで、砂防施設の集約、早期の効果発現を図る。



従来計画による砂防施設



施設の集約に資する遊砂地等の効率的な施設

集約化後も必要な施設

従来：上流域の土石流危険渓流に集中的な施設整備

新たな：効率的な施設を展開を配置する一方で、上流域の土石流危険渓流はまちづくりと連携したソフト対策を推進

施策推進のポイント

- ・近年の土砂水理学や数値シミュレーション技術の発展により、土砂移動現象を精緻に解析できるようになってきたため、土石流危険渓流への施設配置と同時に、土砂・洪水氾濫発生の恐れが高い地域の直上流に施設を集約的に配置し、より少ない施設で効率的に被害を防止・軽減できる道が開かれてきました。
- ・大雨で山地から流出した土砂の影響を大きく受ける河川は、洪水氾濫だけでなく、土砂・洪水氾濫のリスクも同時に抱えている場合が多いため、河川事業と砂防事業を一体的に推進していくことが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
TEL 03-5253-8467

#14 流域流木対策

目的

流木による被害の防止

関係法令・計画等

【国土交通省】

砂防法

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画

土砂・洪水氾濫対策計画

【林野庁】

森林法

森林・林業基本計画

全国森林計画

森林整備保全事業計画

支援

予算・税制

【国土交通省】

(直轄)

砂防事業 等

(補助・交付金)

大規模特定砂防等事業 等

【林野庁】

(直轄・補助)

治山事業

(交付金)

農山漁村地域整備交付金 等

技術的支援

【国土交通省・林野庁共通】

・流域流木対策実施要領(令和4年1月)

【国土交通省】

・河川砂防技術基準(令和3年4月等)

・土石流・流木対策設計技術指針(平成28年4月)

【林野庁】

・治山技術基準(令和2年5月等)

・土石流・流木対策指針(平成31年3月)

施策推進のポイント

- ・流木を定量的に扱い、林野事業と砂防事業が協働して対策することにより、流木の発生抑制から効率的な捕捉まで、総合的な対策が可能となります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
TEL 03-5253-8467

農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課
TEL 03-6744-2308

施策の内容

概要

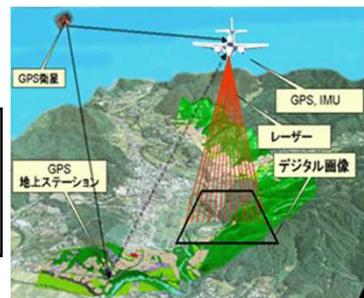
- ・林野事業と砂防事業が連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定します。
- ・策定した計画に基づき、森林整備や治山ダムによる流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減します。

施策の効果(事例)

○調査、計画策定

(林野事業、砂防事業)

- ・流木発生ポテンシャル量
- ・治山対策等による流木発生抑制量
- ・砂防施設による必要捕捉量



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

林野事業と砂防事業で統一の計画を策定

○対策例

【生産エリア】(林野事業)

- ・保安林整備等による流木発生抑制
- ・治山ダムによる山腹崩壊や溪流の荒廃防止等



例:適正な森林管理の実施

【流下・氾濫エリア】(砂防事業)

- ・透過型砂防堰堤による流木の捕捉
- ・土砂・洪水氾濫に伴って大量に発生・流下する流木も効果的に捕捉できる施設の開発と整備



例:透過型砂防堰堤による流木の捕捉

○効果例

- ・同じ流域で林野事業と砂防事業が協働して対策することにより、事業費の縮減と事業期間の短縮が図られ、早期の安全確保が可能となる。

#15 森林整備・治山対策

目的

森林の浸透・保水機能の発揮

関係法令・計画等

森林法
森林・林業基本計画
全国森林計画
森林整備保全事業計画

支援

予算・税制

森林整備事業
治山事業 等

技術的支援

- ・ 治山技術基準
- ・ 土石流・流木対策指針（平成31年3月）

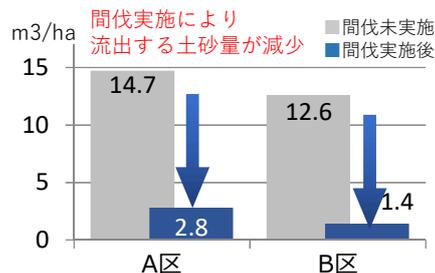
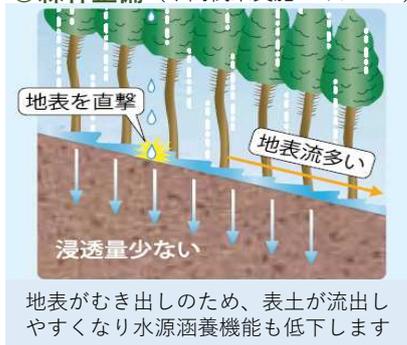
施策の内容

概要

・ 森林には、雨水による土壌の侵食や流出等を防ぐ山地災害防止機能・土壌保全機能や洪水緩和等を図る水源涵養機能等があります。

・ これらの機能の維持・発揮を図るため、間伐等の実施や荒廃山地の復旧・予防対策等による森林の維持造成を通じ、山地災害発生の防止や森林の浸透・保水機能の維持・向上対策を推進しています。

○森林整備（↓間伐未実施のイメージ）



【出典】 恩田裕一編（2008）
人工林荒廃と水・土砂流出の実態
・ 土砂量は2006年6月～11月の6ヶ月間

○治山対策



施策推進のポイント

流域の集水域における取組として、主に、以下の対策を推進しています。

- ・ 森林の多面的機能の発揮のため、河川上流部等における間伐や、主伐後の再造林等の森林施業とこれに必要な路網整備（森林整備事業）。
- ・ 簡易土木工法（筋工等）と組み合わせた保安林整備により、森林の浸透・保水機能の維持・向上対策（治山事業）。
- ・ 治山ダムのかみ細かな設置や流木化のおそれがある溪流沿いの危険木の除去等により、土砂・流木の流出抑制対策（治山事業）。

○間伐等による森林の多面的機能の発揮

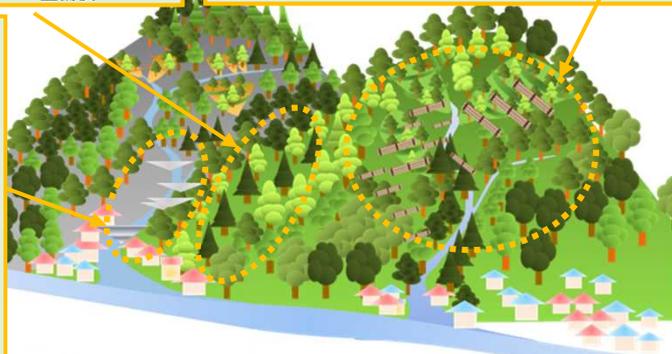


○土砂・流木等の流出抑制



【施策推進のイメージ】

○筋工・柵工と組み合わせた保安林整備



施策に関する問合せ

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

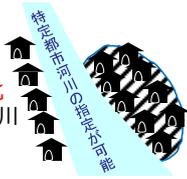
※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



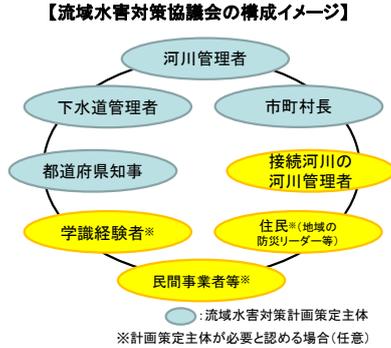
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



- (協議会設置)
国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意
- (構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他計画策定主体が必要と認める者
- (協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援 (令和5年度から5か年の時限措置)

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設
- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: ≥30m³ (条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能)

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象: 地方公共団体



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象: 公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為
- ※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m²以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己住宅を除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



#16 貯留機能保全区域

目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

予算・税制

固定資産税等の特例措置

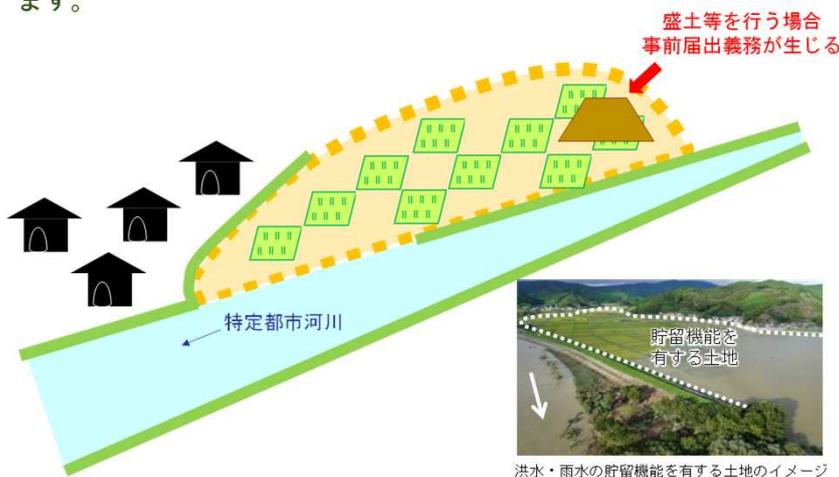
技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について
（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）

施策の内容

概要

- ・貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



貯留機能保全区域のイメージ

施策推進のポイント

- ・貯留機能保全区域の指定に当たっては、土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する行為がもたらす影響等を明らかにする等により、効用を分かりやすく示すことが望めます。
- ・住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、当該住宅等が立地する地域に対し浸水防護措置を講じた上で、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じ、浸水防護措置と併せて検討することが望めます。
- ・また、土地所有者の負担軽減の観点から以下の制度があります。
 - ①指定された土地の固定資産税及び都市計画税の特例措置
 - ②地方公共団体による貯留後の早期排水のための排水施設整備の支援
 - ③河川管理者による土砂掘削等の環境改善



区域指定と併せて実施する二線堤の築造や土地所有者の負担軽減の観点からの制度(イメージ)

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

#17 浸水被害防止区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について
(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）
- ・浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（令和5年1月）
- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

施策の内容

概要

- ・浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン
 ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
 ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
 ・土砂災害特別警戒区域
 ・地すべり防止区域
 ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン**及び**災害イエローゾーン**を原則除外(R4.4~)

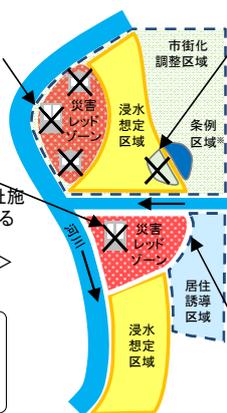
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

・**浸水想定区域**
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
 ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域**から原則除外



施策推進のポイント

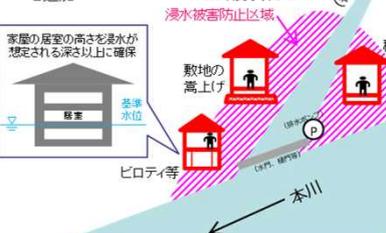
- ・浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用にあたって参考とすることができます。

浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**
 ・住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
 ・住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 ・居室の床面の高さが基準水位以上
 ・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅等**を追加
<R4年度予算より>



被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加 <R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている**合算限度額を設定しないこと**等による事前防災の推進 <R5年度予算より>
- (か)地近接等危険住宅移転事業
- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加 <R4年度予算より>
- **除却等費**に係る**補助限度額を拡充** <R5年度予算より>

(都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における**浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化** <R5年度予算より>
 ※防災指針に即した災害リスクの高い地域

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

#18 災害危険区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

建築基準法
(規制内容は条例で規定)

支援

予算・税制

—

技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

施策の内容

概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、住まい方を工夫する —————

#19 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

支援内容

(1) 対象区域

- ・災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・浸水被害防止区域

(2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・上記に該当することが予定される住宅・建築物

(3) 交付率 国1/2

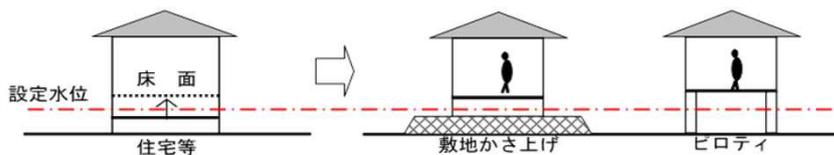
注) 建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



【交付対象事業】

- ・災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

施策推進のポイント

- ・災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

#20 住居の集団移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 集団移転促進事業計画

支援

予算・税制

防災集団移転促進事業

技術的支援

防災移転まちづくりガイドス
 Ⅲ章 防災集団移転促進事業
 (防集事業) について

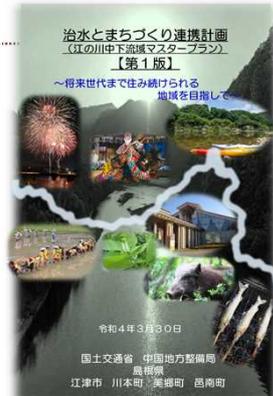


治水対策と集落維持の両立を目指した移転

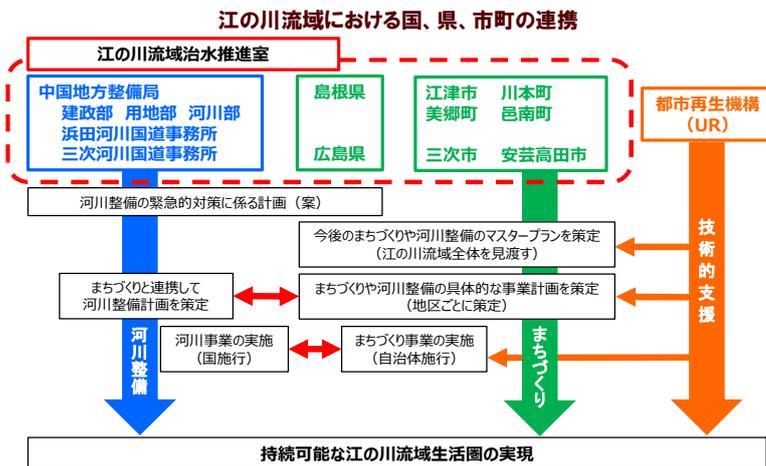
施策の内容

概要

- ・ 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町村が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- ・ 沿川市町村は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



施策の効果(事例)

- ・ 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

施策推進のポイント

- ・ 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- ・ 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

治水課

TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局

都市安全課 TEL 03-5253-8400



#21 住居の個別移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

-

支援

予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

支援内容

(1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

(3) 交付率

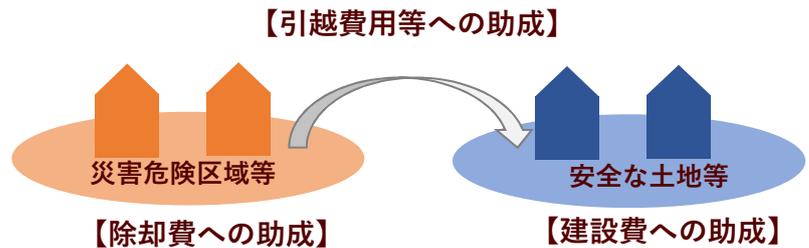
- ・ 国：1 / 2

注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

施策の内容

概要

・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。



施策の効果

・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

【交付対象事業】

- ・ 事業推進費
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

#22 居住誘導区域、防災指針

目的

防災まちづくり

根拠法令・計画等

都市再生特別措置法
立地適正化計画
都市再生整備計画

支援

予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業
都市構造再編集中支援事業
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

技術的支援

- ・ 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・ まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・ 防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

施策の内容

概要

・ 国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・ 防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

施策の効果

・ 災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



施策推進のポイント

- ・ 防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・ 災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・ なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約・誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409
市街地整備課 TEL 03-5253-8413
都市安全課 TEL 03-5253-8400

#23 防災まちづくり連携土砂災害対策

目的

防災まちづくり

根拠法令・計画等

砂防法
地すべり等防止法
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
都市再生特別措置法
立地適正化計画
広域的な立地適正化の方針
市町村管理構想

施策の内容

概要

- ・ 砂防事業を推進する国や都道府県と、防災まちづくりを推進する市町村とで、土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討を行います。
- ・ 安全な土地が少ないため土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域については、移転等によるリスク回避を推進しつつ、居住を誘導する区域に対しては、砂防関係施設の整備を重点的に実施します。

施策の効果

災害ハザードを踏まえた居住を誘導する区域を設定することによる適切な防災まちづくりを推進しているなかにおいて、砂防関係施設の整備と移転等によるリスク回避を適切に組み合わせることで、早期の防災まちづくりの実現が図られます。

支援

予算・税制

- (直轄)
砂防事業
地すべり対策事業等
- (補助)
まちづくり連携砂防等事業等

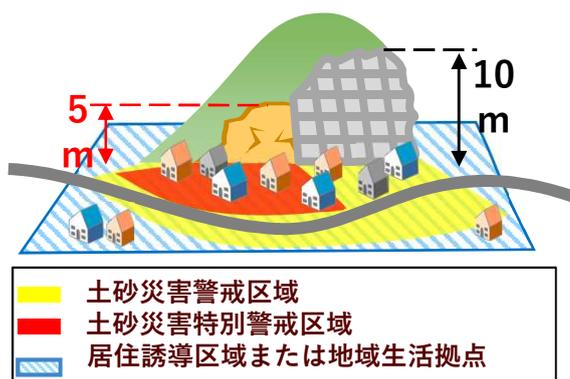
技術的支援

- ・ 河川砂防技術基準（令和3年4月等）
- ・ 砂防基本計画策定指針-土石流・流木対策編（平成28年4月）
- ・ 土石流・流木対策設計技術指針（平成28年4月）
- ・ 水災害を踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）

「まちづくり連携砂防等事業」の拡充概要(都道府県への補助事業)

○事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大

○急傾斜崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充



施策推進のポイント

・ 防災まちづくりを推進するために下記①、②の通知等を発出していますので、砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討の際に参考としてください。

- ① 「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部 R4年6月)
- ② 「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知(砂防部 R4年11月)

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
TEL 03-5253-8467

#24 避難路・避難施設等の確保

目的

高台まちづくり

根拠法令・計画等

都市計画法

支援

予算・税制

都市安全確保拠点整備事業
固定資産税等の特例措置
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

施策の内容

概要

- 都市安全確保拠点整備事業により、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設）の形成を支援します。
- 地区計画制度の活用により、地域のニーズに応じた防災まちづくりを行うため、地区計画に居室の床面の高さや避難施設を位置付けることができます。
- 高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。



都市安全確保拠点整備事業のイメージ

施策の効果

- 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定公益的施設（集会施設、購買施設、医療施設等）と公共施設からなり、避難場所としての機能を確保することに加え、滞在中に必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供を行うことで居住者等の一定期間の滞在を可能とします。
- 地区計画に床面の高さや避難施設を想定浸水高さ以上へ設置することを位置付けることにより、水害に対し安全な避難施設の機能をもつ民間建築物の整備など、官民連携による高台まちづくりを推進します。
- 税制優遇により高規格堤防に伴い移転される方の負担を軽減し、避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。



板橋区舟渡四丁目南地区の官民連携による高台まちづくり
(令和5年1月26日 三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社、ヤマト運輸株式会社、板橋区の共同発表)

施策推進のポイント

- 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

水害リスクマップ

浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

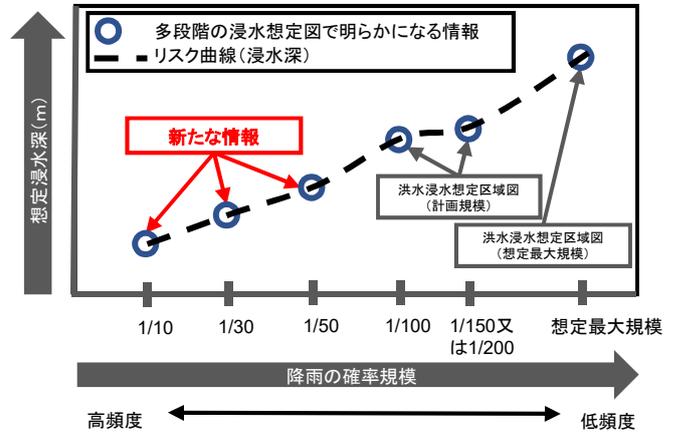
水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

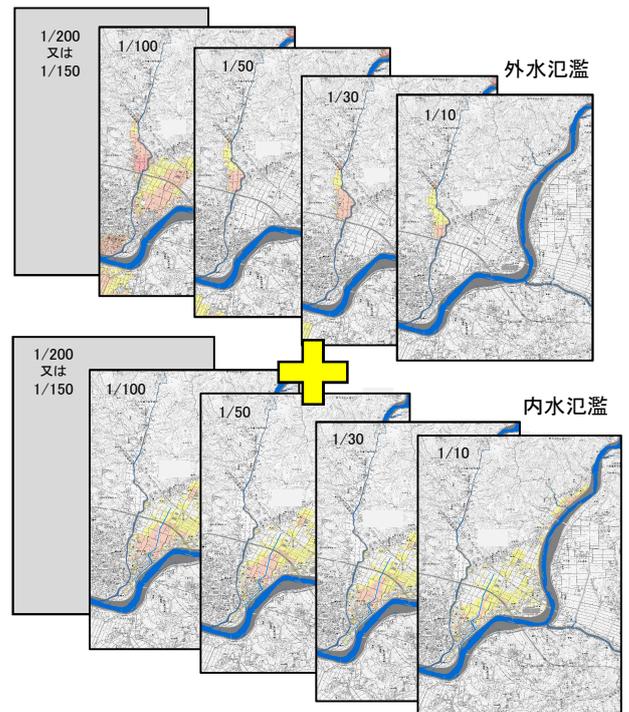
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
TEL 03-5253-8460

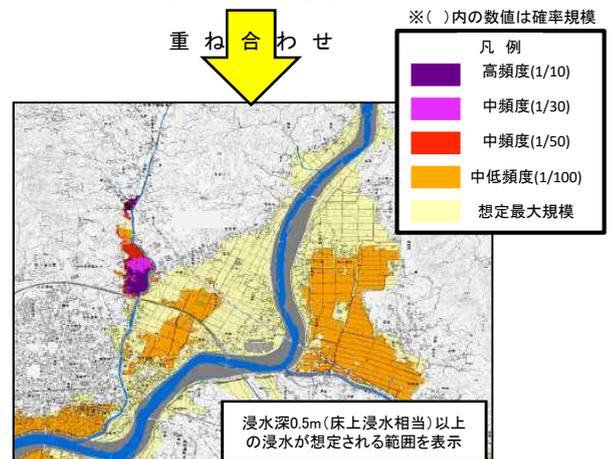


新たな水害リスク情報(イメージ)



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

#25 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

目的

氾濫拡大の抑制

根拠法令・計画等

水防法

支援

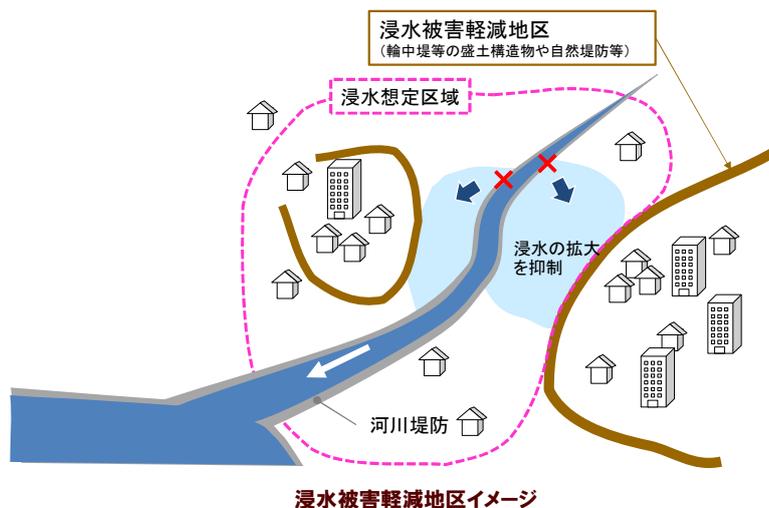
予算・税制

固定資産税等の特例措置

施策の内容

概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



浸水被害軽減地区イメージ

施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



福東輪中堤(昭和51年9月 台風17号浸水時)

施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模(低頻度)の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

水害リスク情報整備推進事業
内水浸水リスクマネジメント推進事業
津波・高潮危機管理対策緊急事業

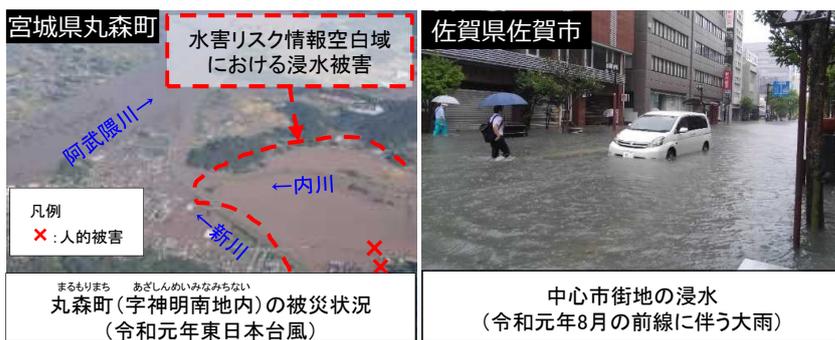
技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

施策の内容

概要

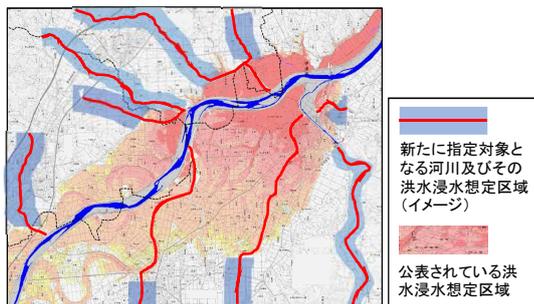
・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

施策の効果

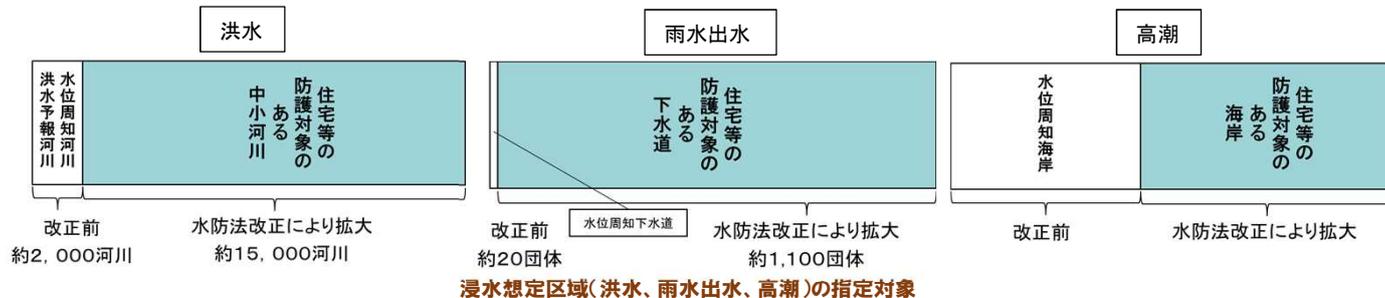
・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

施策推進のポイント

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
TEL 03-5253-8471

#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

技術的支援

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

施策の内容

概要

・水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

施策の効果

・令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



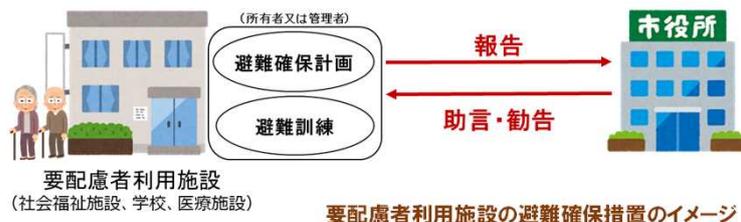
避難訓練の様子
(けいわ苑提供)



浸水時の状況
(喜多方市提供)

施策推進のポイント

・令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#28 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

目的

避難の確保（災害時）

根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

—

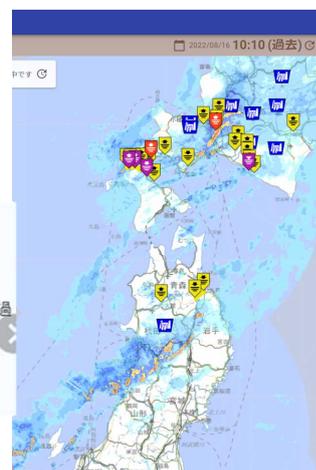
技術的支援

- 川の防災情報
(<https://www.river.go.jp/>)
- 危機管理型水位計運用協議会
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

施策の内容

概要

・災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による
河川水位などの提供

施策の効果

・観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



施策推進のポイント

- ・地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

#29 浸水対策（耐水化・止水壁等）

目的

経済影響の軽減等

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
（減災に係る取組方針）

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業
下水道事業費補助
地下街防災推進事業
鉄道施設総合安全対策事業費補助
都市鉄道整備事業費補助
一時避難場所整備緊急促進事業 等
固定資産税の特例措置
（浸水防止用設備）

技術的支援

- 地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- 地下街の安心避難対策ガイドライン

施策の内容

概要

- 近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが必要です。
- また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

施策の効果

- 浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



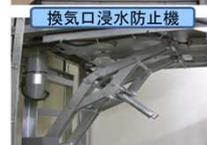
防水板



防水壁



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下への浸水防止対策

工場での浸水対策例
（株式会社佐賀鉄工所HPより）

施策推進のポイント

- 水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- 地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を
想定した避難誘導訓練

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課
TEL 03-5253-8416

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進

学校施設の水害対策の推進

近年、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。

令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることがわかりました。

このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知をしました。

事例集では、架台の設置や止水板による受変電設備への浸水対策、高床化による校舎への浸水対策、児童生徒の成績に関する資料など重要な書類への浸水対策等に加えて、校庭に貯水機能をもたせる取組も紹介しています。

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて

また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の水害対策の基本的な考え方などについて検討を行い、令和4年6月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靱やかな学校施設を目指して～ 中間報告」として取りまとめました。

中間報告では、検討の枠組みとして、域内のハザード情報の把握、水害対策の取組の方向性や優先度の検討、個々の学校施設の対策内容の検討等を示しています。流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討については、校庭等への雨水貯留浸透施設等の設置に、学校設置者も協力するという視点が重要であるとされています。

引き続き具体的な検討の手順等も示した手引きの検討を行っており、最終報告として取りまとめる予定です。



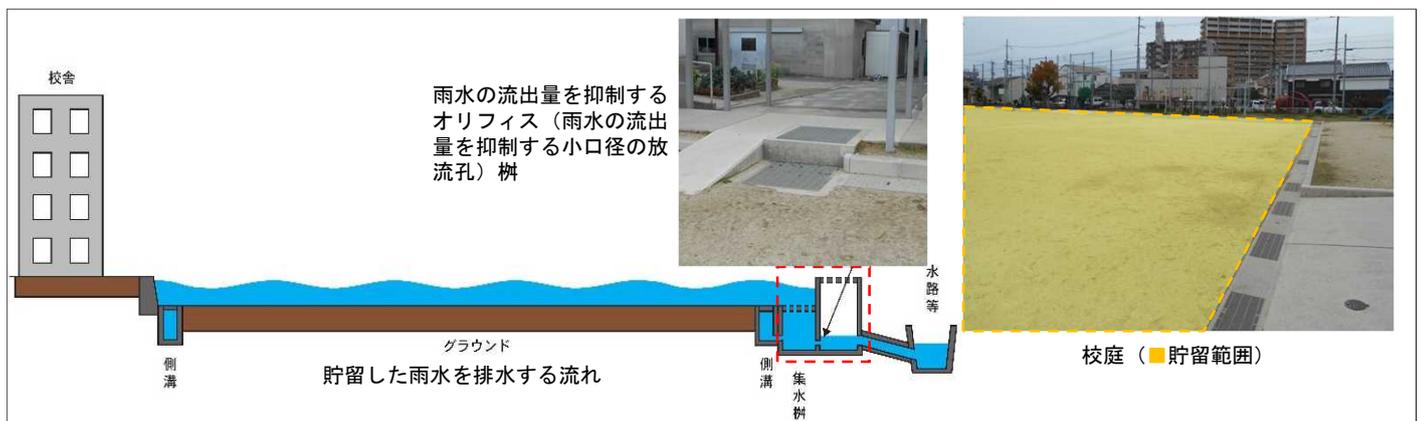
架台の設置による受変電設備への浸水対策



止水板による受変電設備への浸水対策



高床化による校舎への浸水対策



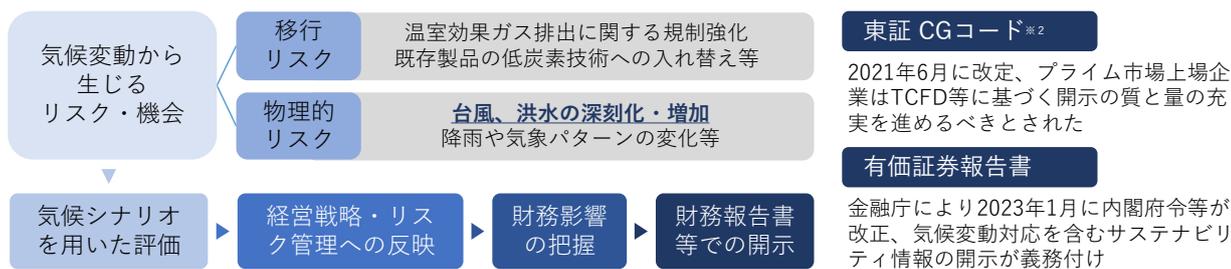
校庭に貯水機能をもたせる取組

民間企業のTCFD開示をサポート

企業の気候変動リスクを評価する手引きを作成し、企業自ら行う洪水リスク評価の取組を支援

民間企業における気候変動リスクの開示

2017年6月に公表された気候関連財務情報開示タスクフォース※1の提言（TCFD提言）等を踏まえ、民間企業においては気候変動に伴うリスクと機会の開示が急務となっています。国内でもプライム市場上場企業における開示の質と量の充実が求められるなど、この動きは加速化しています。



TCFD提言における情報開示の枠組みと評価・開示フロー

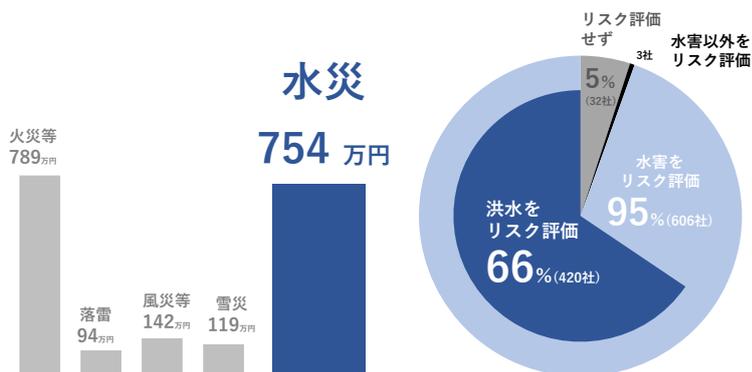
国内における動向

※1：Task Force on Climate-related Financial Disclosures ※2：コーポレート・ガバナンスコード（企業統治指針）

洪水による浸水リスク評価の重要性

気候変動の影響により洪水による浸水リスクは増加すると予測されています。また洪水をはじめとする水害リスクは国内でも主要なものであり、民間企業も洪水を主要な自然災害リスクとして認識しています。

民間企業の事業継続性を確保する等の観点からも、TCFD提言等に基づくリスク評価として、洪水を対象に検討を行うことは非常に重要であるといえます。



自然災害別の保険金支払額（国内、1件当たり）

※一般物件、2017年～2019年度 3ヶ年平均

物理的リスクの評価状況（プライム市場上場企業）

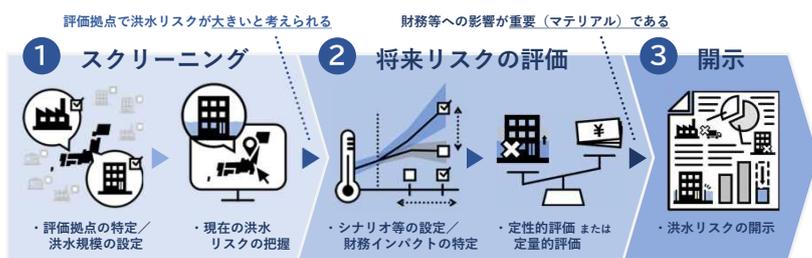
※2022.9.7時点
※洪水以外の水害：台風、高潮、内水氾濫等

民間企業の洪水リスク評価手法案を提示し、手引きを策定

民間企業の洪水リスク評価を支援するため、国土交通省では令和4年12月に「気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会」を設置しました。企業がリスク評価の目的や熟度等に応じた適切な手法を選択できるように基本的なフローを示し、気候変動の影響による将来リスクの評価の考え方等を記載した手引きを策定しています。



洪水リスク評価の手引き（日本語版・英語版）



洪水リスク評価の基本的フロー

問い合わせ 国土交通省水管理・国土保全局
河川計画課 TEL 03-5253-8443

事業継続力強化計画認定制度

中小企業の事前対策の強化

概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。

津波や豪雨等の自然災害に対して、中小企業がそのリスクを想定し、事前対策を行うことが重要です。水害対策としては、申請者が自治体や国交省が公表するハザードマップにより、リスクに応じた対策を計画することを求めています。

計画には、単独で中小企業が取り組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」があります。

認定を受けた中小企業者は、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者 }

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定を受けた企業に対する支援策

- ロゴマークの活用
(HPや名刺等で認定のPRが可能)
- 低利融資等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金の加点措置
- 中小企業庁HPでの認定企業公表



計画策定支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構では本計画を推進するため、計画策定のための専門家を無料で派遣する「ハンズオン支援」や「セミナー」など様々な事業を実施しています。詳細は下記「中小企業強靱化支援ポータルサイト」をご覧ください。

中小企業強靱化支援ポータルサイト：<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

申請方法

●事業継続力強化計画

事業継続力強化計画電子申請システムから申請ください。

事業継続力強化計画電子申請システム：<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

●連携事業継続力強化計画

申請書に必要な事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等に提出ください。詳細は中小企業庁ホームページを参照ください。

中小企業庁ホームページ：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyō>

問い合わせ 経済産業省 中小企業庁 経営安定対策室 TEL 03-3501-0459

3 被害の軽減・早期復旧等 ————— 災害復旧(洪水氾濫の防止)

#30 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（流域治水型災害復旧）

支援

予算・税制

河川等災害復旧事業

技術的支援

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- ・「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について
（令和4年5月17日付事務連絡）

災害緊急調査

（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）



事前打合せ

（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）

施策の内容

概要

- ・堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負荷を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



施策の効果

輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。
福井県鹿蒜川は、令和5年1月に全国で初めての採択（輪中堤）となり、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりを進めています。



施策推進のポイント

- ・災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- ・災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- ・「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- ・その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
TEL 03-5253-8459

#31 災害復旧（遊水地内の迅速な土砂撤去）

目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

支援

予算・税制

河川等災害復旧事業

技術的支援

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14第5号の運用について
- ・ 「遊水地内の土砂等の除去」の運用の取扱いについて

災害緊急調査

(本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言)



事前打合せ

(査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議)

施策の内容

概要

- ・ 遊水地で洪水を貯留したのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として、堆積土砂等の撤去が可能です。
- ※土砂等：土砂、流木、塵芥



施策の効果

- ・ これまでは、遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去していましたが、今後は、遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能になりました。
- ・ 迅速な土砂撤去を行うことで、次の洪水の際に必要な洪水調節機能を発揮することが可能となります。

施策推進のポイント

- ・ 土砂等の堆積量は、原則として被災前1年以内の現地状況と十分に比較検討し、算定する必要があるため、事前の測量データの取得が重要です。
- ・ 土砂等の堆積により河川管理施設等の機能が確保されていない状況については、被災前後が確認できる写真等を整理する必要があります。
- ・ 地役権等の方式の場合、平時より関係施設管理者等と対象とする施設、実施する事業、費用の負担等について調整し、覚書を締結しておく必要があります。
- ・ 農地・農業用施設等の災害復旧事業の工事により土砂等の除去を一括で施行する調整がなされた場合は、災害発生後速やかに工事の一括施行者と費用負担の調整等を行い、協定書および必要書類を作成する必要があります。
- ・ 一括施行によらない場合は二重採択防止のため、関係施設管理者等と復旧事業の概要を共有しておく必要があります。

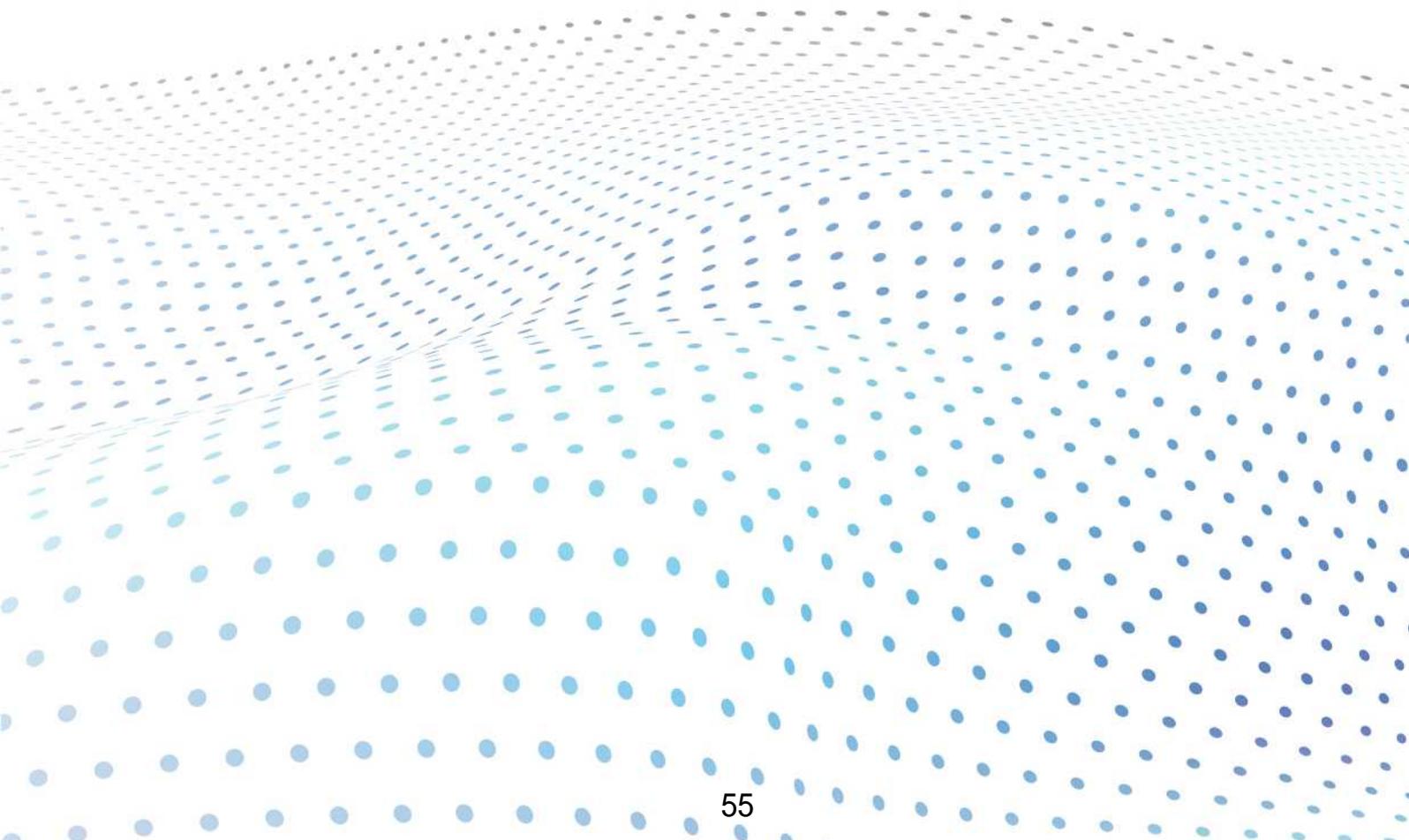


河川管理施設周辺の堆積事例

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
TEL 03-5253-8459





流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和5年3月)

発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課